

令和7年度第1回 慢性腎臓病（CKD）予防対策部会	資料1
令和7年7月10日（木） 18：30～	

慢性腎臓病(CKD)予防対策部会について

埼玉県保健医療部健康長寿課

慢性腎臓病(CKD)予防対策部会について

● 埼玉県健康長寿計画推進検討会議

健康長寿埼玉を推進するための計画となる埼玉県健康長寿計画の策定及び評価等について検討を図るために設置した会議

委員 埼玉県医師会、埼玉県立大学、女子栄養大学、早稲田大学スポーツ科学学術院、埼玉県食生活推進員団体連絡協議会、埼玉県歯科医師会、埼玉産業保健総合支援センター、埼玉県歯科医師会、埼玉県国民健康保険団体連合会、国立保健医療科学院、全国健康保険協会埼玉支部
(関係者)埼玉労働局健康安全課、埼玉県保健所長会

任期 2年(ただし、初年度については任命された日からとし、最終年度の3月31日をもって任期を満了)

● 慢性腎臓病(CKD)予防対策部会

慢性腎臓病(CKD)に関する正しい知識の普及・啓発、病診連携システムの構築に向けた現状把握と検討

委員 埼玉県医師会、専門医

任期 埼玉県健康長寿計画推進検討会議と同じ

埼玉県健康長寿計画推進検討会議
(「埼玉県地域・職域連携推進協議会」と一体的実施)

報告等

連携

助言等

慢性腎臓病(CKD)予防対策部会

埼玉県健康長寿計画推進検討会議設置要綱の改正について

● 埼玉県健康長寿計画推進検討会議設置要綱

新	旧
<p data-bbox="271 443 896 480">埼玉県健康長寿計画推進検討会議設置要綱</p> <p data-bbox="62 520 275 557">第1～6条(略)</p> <p data-bbox="62 600 264 636">(部会の設置)</p> <p data-bbox="62 639 584 676">第7条 検討会議に次の部会を置く。</p> <p data-bbox="62 679 591 716">(1)慢性腎臓病(CKD)予防対策部会</p> <p data-bbox="62 719 479 756">(2)その他必要と認める部会</p> <p data-bbox="62 759 1070 836">2 部会の委員は、検討会議委員及び必要と認める者をもって健康長寿課長が選任する。</p> <p data-bbox="62 839 1090 916">3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員の内から委員長が指名する。</p> <p data-bbox="62 995 1079 1072">第8条 検討会議及び部会の庶務は、埼玉県保健医療部健康長寿課に置いて処理する。</p> <p data-bbox="62 1115 224 1152">第9条(略)</p> <p data-bbox="62 1195 241 1232">第10条(略)</p>	<p data-bbox="1337 443 1962 480">埼玉県健康長寿計画推進検討会議設置要綱</p> <p data-bbox="1128 520 1341 557">第1～6条(略)</p> <p data-bbox="1128 600 1234 636">(新設)</p> <p data-bbox="1128 995 2148 1072">第7条 検討会議及の庶務は、埼玉県保健医療部健康長寿課に置いて処理する。</p> <p data-bbox="1128 1115 1290 1152">第8条(略)</p> <p data-bbox="1128 1195 1290 1232">第9条(略)</p>

埼玉県健康長寿計画推進検討会議設置要綱の改正について

新	旧
<p>附 則 この要綱は、平成24年6月4日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年3月16日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年4月9日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成24年6月4日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年3月16日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年4月9日から施行する。</p>